

境港市公告第66号

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和3年9月15日

境港市長 伊達 憲太郎

1 事業概要

(1) 業務名

境港市役所庁舎電話交換システム（PBX）更新業務

(2) 事業内容

境港市役所電話交換システム（PBX）及び周辺機器一式の更新、既存構内交換機設備撤去及び導入後の保守に関すること。

(3) 業務の履行期間

ア 構築期間：契約締結日から令和4年3月31日まで

イ 賃貸借期間：運用開始日から7年間

(4) 契約の上限額

21,912,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

（リース料及び運用保守等）

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

(3) 本業務について令和3・4年度境港市建設工事入札参加資格者名簿（登録区分：電気通信工事）に登録されていること。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 本プロポーザルへの参加の申込み時点において境港市建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（令和3年4月1日施行）に基づく資格停止措置（以下「資格停止措置」という。）を受けていないこと。

(6) 市税、消費税及び地方消費税等税の滞納がないこと。

- (7) 公告の日から起算して過去15年以内において、本業務と同種・同規模以上の業務を誠実に履行した実績を有すること。
- (8) 本業務について、建設業法（昭和24年法律第100号）の電気通信工事に係る主任技術者又は監理技術者となる資格を有する者を配置できること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (10) 鳥取県内に本店、支店又は営業所等を有し、業務場所へ概ね1時間以内に到着できる体制を確保できること。

3 担当部署（問い合わせ及び書類提出先）

〒684-0851

鳥取県境港市上道町3000番地 境港市総務部総務課行政係

電話番号 0859-47-1007（直通）FAX 0859-44-3001

4 プロポーザル募集要項の交付

プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）は令和3年9月15日（水）から同年10月1日（金）までの間に境港市ホームページから入手するものとする。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付するものとする。

(1) 交付期間

令和3年9月15日（水）から同年10月1日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで。なお土曜日、日曜日を除く。

(2) 交付場所

3（担当部署）に同じ。

5 参加申込の手続き

(1) 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は募集要項に基づき参加申込書等を作成し、これを持参し、又は郵送（宅配便含む。）すること。

(2) 提出期限

令和3年10月1日（金）午後5時

(3) 提出場所

3（担当部署）に同じ。

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認結果について令和3年10月6日（水）までに通知する。

6 技術提案書等の提出

(1) 提出方法

参加資格を有することが確認できた者は、募集要項に基づき技術提案書等を作成し、これを持参又は郵送（宅配便含む。）とすること。

(2) 提出期限

令和3年10月13日（水）午後5時

(3) 提出場所

3（担当部署）に同じ。

7 審査

境港市役所庁舎電話交換システム更新業務事業者選定委員会を設置し、技術提案書等の評価を行う。

8 優先交渉権者の選定

審査の結果、最も評価の高い提案をした者を優先交渉権者として選定する。

9 契約締結の交渉

優先交渉権者として選定された者と契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、審査において、評価の高い提案者から順に契約締結の交渉を行う。

8 その他

本プロポーザルの執行に関し、この掲示に記載のないものは、別途交付する募集要項によるものとする。